月例セミナー(157回)

後期高齢者医療制度と在宅医療の展開

住み慣れた地域で安心して暮らすために

野中 博

医療法人社団 博腎会 野中医院 院長

講師 経歴

野中 博(のなか ひろし)

医療法人社団 博腎会 野中医院 院長

【略歴】

学展

1972年3月27日 東京医科大学卒業

医師免許

1972年6月27日 医師免許第214910号にて医籍登録

学 位

1981年3月25日 医学博士(東京医科大学乙第655号)

略歴

1972年 東京医科大学卒業。 同年同大学内科学教室入局

1985年 野中医院開業

1987年 社団法人浅草医師会理事

1989年 社団法人浅草医師会長(2005年3月31日まで)

1990年 医療法人社団 博腎会 野中医院開設

1997年 社団法人東京都医師会理事

2003年 社団法人東京都医師会副会長

2004年 社団法人日本医師会常任理事

(2006年3月31日まで)

*日本医師会常任理事として主に介護保険を担当、社会保障審議会介護保険委員会と介護給付費分科会委員にて介護保険制度の改定に参加。さらに社会保障審議会障害者部会に参加し、障害者自立支援法の議論に参加。

2006年7月 社団法人日本医師会介護保険委員会委員長

2006年9月 社会保障審議会(後期高齢者医療の在り方に関する特別部会)臨時委員

2007年12月「安心と希望の医療確保ビジョン」

会議アドバイザリーボード 2008年1月 社会保障国民会議

サービス保障(医療・介護・福祉)分科会委員

所属学会

日本内科学会,日本循環器学会,日本腎臓学会,

日本透析医学会



はじめに

本日の演題は「後期高齢者医療制度と在宅医療の展開」です。最近、後期高齢者医療制度は非常に評判が悪く、会場に居る皆さん方にも様々なご意見があると思います。

私は、今回社会保障審議会後期高齢者医療制度 の在り方に関する特別部会の委員をさせていただ きましたので、その部会の経過等を中心にお話し したいと思います。社会保障制度としての医療保 険制度や介護保険制度は、高齢者の方が疾病や障 害を持たれて何らかの援助を必要としても、住み 慣れた地域で安心して暮らすことを実現できるこ とを目的としています。そしてそのためには様々 な制度が活用される必要があります。私たち医療 や介護の従事者、あるいは本日お集まりの皆さん 方が関係される職種も、最終的には高齢者が住み 慣れた地域で安心して暮らせることを目標にされ ていると思います。そのような皆さん方のお役に 立てれば幸いです。

老人保健制度

資料1は従来の老人保健制度を示しています。 後期高齢者医療制度についてお話する前に、従来 の老人保健制度のお話をする必要があります。現 在対象者の年齢は75歳ですが、老人保健制度のス タート時には70歳でした。この制度では対象者の 方も国保・被用者保険に加入して保険料を払いつ つ給付は市町村から受ける事になっていました。 後期高齢者医療制度では新たに市町村から構成さ れた「広域連合」が保険料の徴収を行います。後 期高齢者医療制度の財源は、この後期高齢者の保 険料に加えて従来と同様に国や都道府県からの公 費そして被用者保険や国保からの拠出金で運営さ れます。今まで保険料を支払っていた方々にとっ ては、聞き慣れない「広域連合」による保険料徴 収のために新たに保険料が徴収されると誤解さ れ、様々な議論が出てきたと思われます。

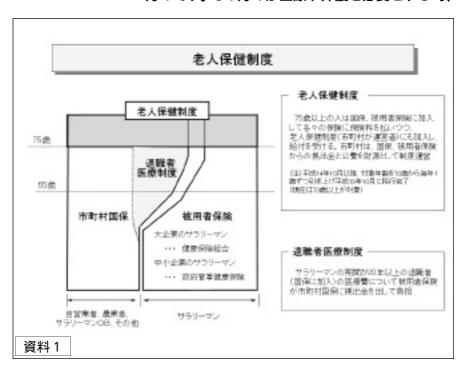
当初、この老人保健制度は、高齢者の方々が医療を必要とするときに、その負担を軽減することを目的としていました。この前提をまず理解しないと、新たに保険料が取られるとか、その負担割合が多い或いは少ない等の批判がでます。あらためて、従来の老人保健制度の原点を思い出していただきたいのです。

後期高齢者医療制度の運営の 仕組み(平成20年度)

資料2は後期高齢者制度の 運営仕組みを示します。 75 歳以上の後期高齢者は約 1,300万人、その医療費が約 11.4兆円。今後、この修費の の高い後期高齢者の医療 のように課題です。後期 者医療制度は後期高齢者の保険料そして は、そして公費がその財産を 接、そして公費がその財産を がようです。後齢 をの保険料をの拠出金によるで す。従来の老人保健制を の公費と拠出金によって賄わ れていました。その上後期高齢者の対象者である約1300万人のうち約1100万人の方は、従来から国保や被用者保険の保険料を支払っていました。そしてこの拠出金には、後期高齢者の方々が支払われた保険料も含まれていました。一方、従来の老人保健制度では、何らかの理由で保険料を支払っていない後期高齢者が約200万人いました。その方々から新たに保険料徴収を提案したわけですから、後期高齢者の方々からは「年金での生活が苦しいのに、さらに年金から天引きされたら生活は大変」と非難されてしまったと思います。

今回の後期高齢者医療の保険料徴収は、介護保 険制度と同様に原則年金からの天引きです。しか し、介護保険制度は介護サービスを以前の措置制 度より容易に受けることが出来ることもあり、後 期高齢者医療制度より大きな非難を浴びる事は少 なかったと想像されます。さらに後期高齢者医療 制度の保険料の算定と徴収は、各市町村によって 構成される「広域連合」によって行われます。そ のため保険料の地域差があり、あらためて批判を 大きくしました。

後期高齢者である75歳以上の方々は、我が国に とってどういう役割を果たされた方々でしょう か?先の第二次世界大戦で焼け野原になった状態 から、現在のような繁栄した状況への礎になった 方々です。その方々が医療や介護を必要とする時、



国としてどの様にこの方々を支えるかが我が国の 社会保障制度として問われていると考えます。本 来であれば、75歳以上の後期高齢者の方々には 「ご苦労さん」と、医療や介護を必要とする場合 には大きな負担を必要としない制度が構築される べきです。しかし、医療や介護の費用が拡大する 状況では、今回の選択もある面では理解出来ます が、一方でその活用が問われていると思います。

以前の老人保健制度に戻すべきなのか?それについてはいろいろな意見や見解があると思います。しかし繰り返しになりますが、75歳以上の後期高齢者の方々が我が国においてどの様な役割を果たされたかを、改めて国民全体で考えそして適切な制度が創られる必要があります。政治にねじれがあれば、そのねじれを活用して、本来のあるべき姿に近づけることが大事です。 経済面からの検討だけではなく、人間の尊厳を大切にする我が国固有の社会保障制度を考え構築することが期待されます。

後期高齢者医療制度の問題点

期高齢者医療制度の問題点は、対象者である75 歳以上の方々に対して国家としてどの様に保障す るのか理解されなかったことに大きな課題があり ます。

保険料の件はやはり大きな問題ですが、この制

度を保険としてあるいは公費 として保障するのか議論があ るところです。75歳以上の 方々がわが国に果たした役割 を考えれば、公費にて75歳以 上の方々の人生を保障するの も一つの考えと思います。た だ保険と公費としての保障と の違いは、保険料として払う か税金で払うのかの違いはあ りますが、医療や介護を受け る国民としては同じです。し かし、保険料を支払う事によ リサービスを受ける権利が十 分保障されるとの考え方もあ り、介護保険制度においても

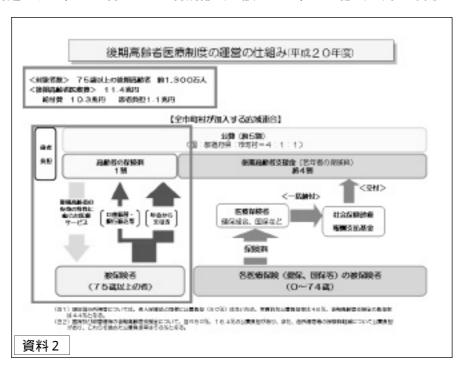
保険か公費かで議論になり、最終的には保険として制度構築されました。

先程も述べましたが、医療費の増大は特に後期 高齢者の方々で多く、しかもその増大部分を後期 高齢者にも補えという話はやはりあらためて検討 する必要があります。

また、さらに忘れてならないのは保険者の役割とその機能です。医療保険の保険者として今回設定された市町村で構成される「広域連合」の保険者、あるいは健保連、国保中央部会等様々な保険者があります。保険者の本来の役割は保険料を徴収するだけではなく、適切に必要な医療を受けてもらう役割もある筈です。つまり医療を必要とする高齢者や障害を抱える人に対して、保険料がどのように役立っているのか見守りそして説明する大切な役割があります。今回の後期高齢者医療制度では、最も検討すべきだったのは保険者機能の問題と思います。

後期高齢者医療

資料3は後期高齢者医療制度を創設する際の確認事項を示します。後期高齢者医療制度の制度設計も大事ですが、この制度を現場で活用していく事も実は大事な話です。この後期高齢者医療制度創設するに当たって、医療の在り方を検討するために特別部会が設置され、その部会で約2年間い



ろいろ討議をさせていただきました。その経過に ついてお話ししたいと思います。

後期高齢者医療制度の創設に当たっては、後期 高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供で きるように、新たに診療報酬体系を構築する。そ の新たな体系には終末期医療の在り方、あるいは 患者の尊厳を大切にした医療の提供がなされるよ うに評価する。さらに地域の主治医による在宅の 患者に対する、日常的な医学管理から看取りまで

の対応を評価することが前提 として特別部会にて議論がな されました。財源も重要です が、医療提供の在り方がさら に重要と認識し議論に参加し ました。

在宅における医療・介護の提 供体制

「かかりつけ医機能」の充実 2007日本医師会指針

資料4は2007日本医師会指 針です。本年3月末まで、日 本医師会では介護保険を天本 常任理事が担当されていまし た。これからの後期高齢者の 医療や介護において地域の医 師や医師会がどの様に行動す べきか、天本常任理事と議論 を重ね日本医師会指針として 纏めました。この指針を日本 医師会の理事会で承認してい ただき2007年1月10日に発表 しました。将来ビジョンを支 える3つの基本的な考え方と して、尊厳と安心を創造する 医療、暮らしを支援する医療、 地域の中で健やかな老いを支 える医療としました。そして この将来ビジョンを具体化す るための医師、医師会への7 つの提言で構成されていま す。

後期高齢者医療の在り方に関する基本的な考え方 平成19年4月11日 社会保障審議会後期高齢 者医療の在り方に関する特別部会

資料5は後期高齢者医療の在り方に関する基本 的な考え方を示します。日本医師会の指針が提示 された後、厚労省の後期高齢者医療の在り方に関 する基本的な考えが示されました。日本医師会指 針と同様に、後期高齢者の生活を重視した医療、 後期高齢者の尊厳に配慮した医療、後期高齢者及

後期高齢者医療

後期高齢者医療の創設に当たっては、後期高齢 者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できる よう、新たな診療報酬体系を構築する。新たな体系 においては、終末期医療の在り方についての合意 形成を得て、患者の尊厳を大切にした医療の提供 がされるよう、適切に評価する。また、地域の主治 医による在宅の患者に対する日常的な医学管理か ら看取りまでの常時一貫した対応を評価する。

資料3

在宅における医療・介護の提供体制 --「かかりつけ医機能」の充実-2007日本医師会指針

- 一将来ビジョンを支える3つの基本的考え方一
 - 1. 草敷と安心を創造する医療
 - 2. 暮らしを支援する医療
 - 3. 地域の中で健やかな老いを支える医療
- 一将来ビジョンを具現化するための医師、医師会への7つの提言―
 - 1. 高齢者の尊敬の具体化に取り組もう
 - 2. 病状に応じた適切な医療提供あるいは構造しをも担い利用者の安心を創造しよう
 - 3. 高齢者の医療・介護のサービス提供によって生活機能の維持・改善に努めよう 4. 多職種連携によるケアマネジメントに参加しよう 5. 住まい・居宅(多様な施設)と連携しよう

 - 杜年期・高齢期にわたっての健康管理・予助に保わっていこう
 - 7. 高齢者が安心して暮らす地域づくり、地域ケア体制整備に努めよう

びその家族が安心・納得できる医療の実現を基本 的な視点としています。そして後期高齢者の心身 の特性として、まず生理機能の低下の結果治療の 長期化そして複数疾患の罹患が見られる。また多 くの高齢者には症状の軽重は別して、認知症の問 題も見られるとされました。さらに、後期高齢者 にはいずれ避けることができない死を迎えるとさ れました。いずれも高齢者の尊厳を守るためには

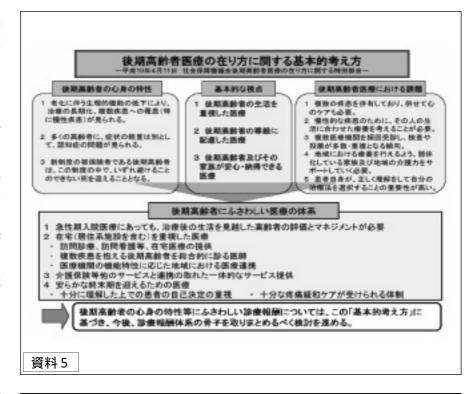
大きな課題です。この議論で も、後期高齢者にはすべとの を期高齢者には無いとの を対するまでは無いとの をいる方もことが をいます。 をいるのまでは をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいまずます。 をいます。 をいまずます。 をいます。 をいまする。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいまする。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいます。 をいまする。 をいまる。 をしる。 をしる。

これらの特性を踏まえて、 後期高齢者医療の課題とし て、複数の疾患を併有してい る事、併せて心のケアも必要 な事、生活に合わせた療養の 検討、そして厚労省が最も要 望していた事ですが、高齢者 は複数医療機関を頻回受診す るため検査や投薬が多数・重 複となる傾向があり、この克 服が必要とされました。さら に家族及び地域の介護力をサ ポートする必要がある事、さ らに患者自身が病状を正しく 理解して自分の治療法を選択 する事も課題とされました。 これらの課題こそ、今日お集 まりの皆様方のサービスによ リサポートされる事が期待さ

れています。

後期高齢者にふさわしい医療の体系

資料5の下の部分にふさわしい医療の体系が示されています。後期高齢者にふさわしい医療の体系として、1)急性期入院医療にあっても、治療後の生活を見越した高齢者の評価とマネジメントが必要、2)在宅を重視した医療、3)介護保険等



後期高齢者医療の 診療報酬に反映すべき事項

我が国の国民皆保険制度は「必要かつ適切な医療は保険診療により確保する」との理念を基本としている。

他のサービスと連携の取れた一体的なサービス提供、4)安らかな終末期を迎えるための医療が挙げられました。これらの実現には、医師、訪問看護、訪問介護、栄養士、保健師、OT、PT、ST等、その他さまざまな職種が提供する医療や介護のサービスが大切です。さらに複数疾患を抱える後期高齢者を総合的に診る医師、医療機関の特性に応じた地域における医療連携の具体的な実現。また安らかな終末期を迎えるための医療には、患者さんの自己決定を重視することが大切です。しかし、この事が「後期高齢者は死が近いから、医療の提供は程々に」と後期高齢者相談料が誤解されてしまったことは、本当に残念に思います。

現場で患者さんの死の看取りを実践している医師や看護師にとって、将来病気が進行した時に、 どのような医療を受けたいのか患者やご家族に幾度も聞き確認するのは当然の事です。

後期高齢者にふさわしい医療 (基本的事項)

これらの基本的な考え方を基に、後期高齢者医療の骨子が作成されました。しかし、特別部会での当初の議論では「75歳以上になったら、提供される医療に制限を加えてもいいのではないか。浮いた財源を活用してもっと小児の医療を厚く提供する必要がある」という意見の方もいました。私

は74歳までの医療と75歳以上の医療が変わることは絶対あってはならないと何回も主張しました。最終的には骨子には75歳以上であっても今まで受けていた医療と大きく変わるものではないと明確に記載されました。

そして、我が国の国民皆保 険制度の理念として「必要か つ適切な医療は保険診療によ り確保する」事も再確認され ました。(資料 6) 後期高齢者医療の診療報酬に反映すべき事項

まず、診療報酬に反映すべき事項として、外来 医療については後期高齢者を総合的に診る取り組 みの推進、薬歴管理、そして関係者、患者・家族 との情報共有と連携とされました。

後期高齢者を総合的に診る外来医療においての役 割

資料7は後期高齢者を総合的に診ることを示します。まず外来患者さんの病歴、受診歴や服薬状況、他の医療機関の受診状況等を集約して把握する。そして基本的な日常生活の能力や認知機能、意欲等について総合的な評価を行い、結果を療養や生活指導で活用する。そして専門的な医療が必要な場合には、適切な医療機関に紹介し、治療内容を共有する。以上の診療を実践する事が後期高齢者を総合的に診ることとされました。しかし、これらの項目は地域の現場の医療として当然の話で、現状でも多くの医師は実践している事です。それが総合的に診る医師として掲げられたわけです。

後期高齢者を総合的に診る

外来医療においての役割

- 患者の病歴、受診歴や服薬状況、他の医療機関の 受診状況等を集約して把握する。
- 基本的な日常生活の能力や認知機能、意欲等について総合的な評価を行い、結果を療養や生活指導で活用する。
- 専門的な医療が必要な場合には、適切な医療機関 に紹介し、治療内容を共有する。

後期高齢者医療の診療報酬に反映すべき事項

資料8は入院医療について事項です。入院医療では、特に退院後の生活を見越した計画的な入院 医療、そのため入院中の患者さんの生活評価と結 果の共有、そして退院後の支援が重要とされまし た。

後期高齢者医療の診療報酬に反映すべき事項

資料9は在宅医療についての事項です。在宅医

療では、情報の共有と連携、 病院等による後方支援、歯科 との関係、薬剤師との関係、 訪問看護との関係を大切に評価するとされました。さらに 多様な居宅としての施設にお ける医療も整理して評価すべ きとされました。 留意事項()

後期高齢者を総合的に診る取り組みの推進につい て

資料10は留意事項()を示しています。総合的に診る医師の取り組みについては、当時、国保中央会等から「総合医」の提案もあり様々な議論がありました。しかし、現在は総合的に診る取り組みの普及・定着を進める段階であって、主治医については患者自らの選択を通じて決定する形を

後期高齢者医療の 診療報酬に反映すべき事項

- 2. 入院医療について
 - ・ 退院後の生活を見越した計画的な 入院医療
 - 入院中の評価とその結果の共有
 - ・ 退院後の支援

資料8

後期高齢者医療の 診療報酬に反映すべき事項

- 3. 在宅医療について
 - 情報共有と連携
 - 病院等による後方支援
 - 在宅歯科診療
 - 在宅医療における服薬支援
 - 訪問看護
 - 居住系施設等における医療

想定すると確認されました。そのため、いわゆる「総合医」についてはまだまだ検討を必要とし将来の話と思います。

保険者として登録制度を導入すべきとの意見は、自ら保険者としての機能を放棄しているに等しいと考えます。保険者に求められる最大の機能は、被保険者から保険料を集めることです。被保険者に円滑に保険料を払ってもらうために、被保険者にまず適切な医療はどの様に受けるかをまず

説明すべきなのに、現状では その説明を十分に実施してい ない。民間の生命保険等でも、 万が一の時にはこのような保 障を実現されると説明しま す。保険加入者はその説明を 理解してはじめて保険料を払 うわけです。そこを理解しな いで、保険者から登録制度の 話をする事は被保険者を大切 にしていなく全くおかしい。 患者さんのフリーアクセスを 制限することで、保険料が集 められると考えているのでし ょうか?このような認識は是 非保険者には改めていただき たい。今、最も大事なことは、 病気や障害を抱える事の多い 高齢患者の生活を支えるため に、患者の状態を総合的に診 る体制を構築する事です。

留意事項()

資料11は留意事項()を示します。留意事項()では、まず連携及び情報の共有が大事としています。この連携及び情報共有により、重複検査や投薬が少なくなり、後期高齢者の心身への必要を越えた侵襲や薬の相互作用等の発生を防止し、医療資源の重複投入の抑制に繋がるとしています。さらに、後期高齢者の生活と密接に関係する介護保険制度との関係も十分配慮すべきとしています。

留意事項(I)

後期高齢者を総合的に診る取組の推進について

社会保障審議会保険医療部会及び医療部会においては、いわゆる主治医の「登録制度」を導入すべきとの指摘や、患者のフリーアクセスの制限は適当ではないとの指摘があった。

本部会としては、現在は総合的に診る取組の普及・定着を進め る段階であり、主治医についても、患者自らの選択を通じて決定 する形を想定している。

診療報酬の検討に加え、研修、生涯教育等を通じて、主治医の 役割をより適切に担うことができる医師が増加し、患者が生活す る地域でこのような医師による診療が受けられる環境整備を図ら れるよう期待する。

資料10

留意事項(Ⅱ)

- 後期高齢者の生活を総合的に支えるためには、医療関係者 や介護・福祉関係者間の連携及び情報の共有が必須。
- 連携及び情報共有により、重複検査や投薬が少なくなり、後期高齢者の心身への必要を越えた侵襲や薬の相互作用等の発生を防止し、医療資源の重複投入の抑制につながる。
- 今後の個々の具体的な診療報酬体系の検討に当たっては、 今回とりまとめた方向に沿った医療が第一線においてしっかり と提供されるための診療報酬上の評価の設定や、医療を受け る後期高齢者の生活と密接に関係する介護保険制度との関係にも十分配慮すべきである。
- 新たな制度の被保険者である後期高齢者の負担を考慮し、 制度の持続可能性に留意した、効果的・効率的な医療提供の 視点が必要。

後期高齢者にふさわしい医療

資料12は後期高齢者にふさわしい医療の要点を 示します。後期高齢者にふさわしい医療として、 外来医療では複数の病気にかかって療養生活が長 期化することの多い後期高齢者に対して、医師が 全人的かつ継続的に病状を把握する取り組みを評 価することとしています。ただし、患者さんが自 分で選んだ医療機関を受診する「フリーアクセス」 を制限される仕組みではなく、後期高齢者は病状

に応じて医療機関を受診する ことも可能で、変更できるこ とも保障するとしています。

在宅医療では訪問看護の充 実、薬の服薬支援、医療と介 護サービスとの連携強化。病 状急変時の緊急入院。退院後 の生活を見越した入院医療の 提供、退院時の支援を評価す るとしています。

終末期医療における診療方 針等については、医療関係職 種が共同し患者・家族等と話 し合い、書面でまとめて提供 した場合に評価することとし ています。そこでは、作成の 強要、変更を妨げることがあ ってはならないとされていま す。実際には終末期の患者さ んを扱っている医療機関に は、これらの過程は当然の事 として大切にして活動してい ます。今回の非難は全く理解 できません。

後期高齢者診療料

資料13は後期高齢者診療料を示します。今回話 題となった後期高齢者診療料について説明しま す。この後期高齢者診療料は患者のフリーアクセ スを制限すると巷では理解されているようです が、実際には患者にとって必要であればいろいろ な診療所に行けることを保障しています。この診 療料を患者の受診行動を制限すると、医師が認識 して非難する事は、私には全く理解できません。

後期高齢者にふさわしい医療

- 慢性疾患等に対する経統的な管理の評価 ※ 複数の疾傷にかかり、療養生活が長期化することの多い後期高齢者に対し 医師が全人的かつ難聴的に病状を把握する取組を評価するもの ※ この無しい性絶みは後期高齢者が自由に、自分の選んだ医療機関に受診 する「フリーアクセス」を制限する仕組みではなく、後期高齢者は、これ以外 の医療機関に受診することもでき、また、変更することができる

在宅療養 の支援

終末期医療

外来医療

訪問看護の充実、薬の一包化等による服果支援、医療と介護サービスとの連携の強化、索状急変時の緊急入院の評価、退院後の生活を見越した入院医療の提供、退院時の支援

終末期における診療方針等について、医療関係職種が共同し、患者・ 家族等と話し合い、書面でまとめて提供した場合に評価

- ※ 書面の作成は、患者の自由な意志に基づいて行われる
- (作成の強要はあってはならない) ※ 作成後の変更も、何度でも自由に行うことができる (変更を助げられることは、あってはならない)

(注)このように、後期高齢者が受けられる医療は、後期高齢者の療養生活を支えていくため、 上配のような工夫が加えられるもので、75歳になったからと言って、必要な医療が受けられなくなるものではない。

資料12

後期高齢者診療料

- ☆ 治療の長期化、複数疾患のり患といった心身の特性等を踏まえ、慢性疾患等に帯
- する経統的な管理を行うことを評価する。 ⇒ 74歳までは糖尿病、脂質異常症、高血圧症を対象にした包括点数「生活習慣病 管理料」が設定されているが、75歳以上は算定対象外とされているために、今回の 後期高齢者医療制度創設に伴って包括点数が作られた。

[後期高齢者診療料]

- (1) 点数:600点(月1回算定)75歳以上の患者のみ ※ 届出が必要。算定は患者の同意が必要。
- (2) 対象疾患

糖尿病、脂質異常症、高血圧性疾患、認知症、結核、甲状腺障害、不整脈、 心不全、脳血管疾患、喘息、気管支拡張症、胃溃瘍、アルコール性慢性膵炎

- (3)包括範囲
 - 医学管理等、核査、画像診断、処置(初・再診料、投薬、注射等は算定可) ※ 急性増悪時に実施した検査、画像診断、処置のうち550点以上の項目 は出来高で算定できる。
 - 算定例:再診料(71点)+外来管理加算(52点)+後期高齢者診療料(600点)

従来の生活習慣病管理料を拡大したと理解すべきです。この後期高齢者診療料を請求するためには、 高齢者の医療や生活についての研修を受けたとの 届出が必要とされています。しかし、これらの研 修は介護保険の主治医研修会など、さまざまな地 区医師会での研修会が含まれています。

さらに、この後期高齢者診療料の対象疾患は僅か13疾患だけです。例えば白内障、腰痛等、眼科や整形外科の疾患は対象ではありません。

またこの診療料を算定できるのは主に診療所で、病院では全く算定出来ません。ただし、在宅療養支援診療所が4キロ四方に存在しない地域では、特例として在宅療養病院が認められます。その病院では、この後期高齢者診療料を算定することが認めらます。

後期高齢者診療計画書

資料14は後期高齢者診療計画書の基本を示します。後期高齢者診療料を算定するためには、まず 後期高齢者総合診療計画書を記載します。この計 画書にはいろいろな様式があり、又独自の工夫も 可能です。

この後期高齢者診療計画書には定期受診している主治医を記載する欄があります。この欄には自院以外に定期的に受診している医療機関を記載します。つまり患者への問診により、他に定期的に

受診している医療機関を確認 する作業がまず必要なので す。

例えば糖尿病と高血圧は自 分の診療所で、胃潰瘍は他の 診療所を受診している患者の 場合、医師として大事にすべ き事は、まず患者さんの き事は、まず患者して他の に診察する事はでものであれば、その 胃潰瘍の治療を適切に受けているのであれば、その 胃潰瘍の治療を適切に受けて もらう事に配慮する事です。 で患者に適切な診療を提供す るのです。そして、その場合、後期高齢者診療料は算定すると、胃潰瘍の診療している医療機関に患者が通院できなく恐れも発生しますので、この場合には算定は避けるべきです。これは他の医療機関と調整する事なく、患者への問診により定期的に受診している他の医療機関を把握することで十分可能です。このような診療が患者から選ばれる主治医として大事なのです。

問診もせずに、「あなたは私の診療所で治療受けるので、他の医療機関には行けない」と説明することは、主治医として全くおかしな話であり、適切な医療を提供するために診療報酬を活用していない事になります。そういう行動が後期高齢者の医療制度の本来の目的を破壊することなのです。現在、後期高齢者診療料に反対される立場の先生方は、患者から選ばれる主治医としての行動を全く理解していないと思います。



本日の診療内容の要点

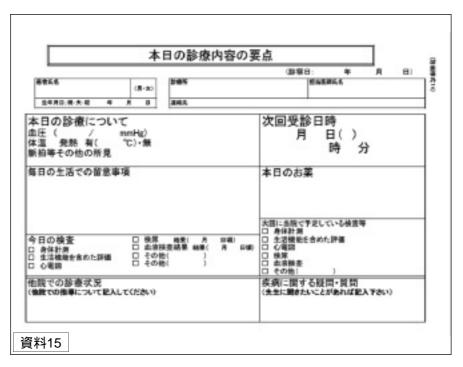
資料15は本日の診療内容の要点を示します。後期高齢者診療料の算定は医療機関に任されている事項ですので、別に算定しなくでも良いのです。後期高齢者の方々に対して後期高齢者診療料を算定するしないにかかわらず、「診療計画書」と「本日の診療内容の要点」を患者に手渡す事こそ高齢者の尊厳を守る医療ではないでしょうか?

つまり、医療機関にとって のメリットではなく後期高齢 者である患者に対して適切な 診療が可能かどうかで、医療 機関として判断することが大 切です。

確かに、包括払と出来高払 のどちらが適切な医療を提供 するためには良いかの議論も あると思います。その判断は 個人個人によって異なると思 います。しかし、包括払を選 んだとの理由により患者に必 要な検査を実施しないのは、 医師の適切な行動とは思えま せん。医師の基本的業務は、 患者が必要な医療を診断しそ して提供していくことです。 必要な検査をしない医師、そ んな医師が患者から選ばれる でしょうか?現場の医師とし て、高齢者の方々に確実に問 診をし、診断や治療を通じて、 患者に適切な医療を提供して いくことが重要なのです。

患者と主治医

資料16は患者と主治医との関係を示します。問診をすることによって、他の医療機関でどの様な検査を受けたのか、あるいはどの様な投薬を受けていることが判ります。その結果重複する検査や投薬を防ぐことができます。その様な主治医としての活動が期待されているのです。このような患者の診察を通じて、後期高齢者診療料の算定を判断すべきです。ただし、その算定如何に関わらず、





この「診療計画書」と「本日の診療内容の要点」 を患者に発行することは、今後着実に実行すべき と思います。

外来の患者と主治医との関係には、何が期待されているのでしょうか?もちろん病気に対する適切な診断と治療、さらに患者の生活機能を把握して、生活にリスクがあれば改善していく行動も期待されます。その際、忘れてはならないのは、地域包括支援センターです。まだまだ、現場の医師が地域包括支援センターを適切に理解し活用している状況ではありませんが、この地域包括支援センターの存在を忘れてはならないと思います。

肩が痛い、ひざが痛い、頭痛がする等の症状を訴えるだけでなく、患者にも自分の生活機能を医師に報告することの重要性をあらためて患者にも理解して頂く必要もあります。

基本チェックリスト

資料17は基本チェックリストを示します。基本 チェックリストは25項目から構成されており、 「パスや電車に1人で外出していますか。」から始まり、「友人の家を訪ねていますか。」「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。」、「15分位続けて歩いていますか。」、「体重減少がありましたかどうですか。」、「遺に1回以上はでむせることがありませんか。」、「週に1回以上は

外出していますか。」、「人から、いつも同じことを聞かれると言われていませんか。」などの項目があります。しかし、この25項目の聞き取りだけでは確定診断はできません。どうやら「生活機能が低下しているのではないか」と推察することができるだけです。

この基本チェックリスト作成に当たって厚労省と協議した際、当初は研究者からは「片足立ちが何秒できるか。 握力がどれぐらいあるか。10メートルは何秒で歩けるか。」 等の項目が提案されました。しかし、これら数字があると数字が一人歩きします。患者さんの生活機能を把握する事を十分しないで、握力や片足立ちや10メートル歩行の結果の数字だけで、患者を判断することに繋がると、強力に私は反対しました。患者の日常生活を適切に把握する問診こそが重要と判断したからです。この様に生活機能を把握する行動こそが、あらためて患者と主治医との関係で大事なのです。

ι		基本チェックリスト		
	1000	SOURE SOURCE	10 88XX	H¥.
Ξ	t.	パルル電車では、で併出していますか	1.000	13/9/8
REEDIN	2	世頃品の概念とていますか	1.00	13/9/2
	3	開発金の出し入れるしていますか	120	1,64%
e e		反人の衛を動わていますか	1.80	1,5%
Cd	5	家様や支人の機器にむっていますか	1 die	1.6年度
	6	関係を幸せるや観示ったむらずに戻っていますか	1,00	15/6/8
#512m	7	格子に座った状態から何もつかまりずに立ち上がっていますか	Elffe:	1かが変
9	9	15分は続けて多いていますか	1.000	15%%
2	9	この(年間に貼んだことが形/ますか	186	のかが変
	18	動物に対する不関は大きいですか	180	のいが定
ži	11	66月間で2〜30点以上の体理減少が動きましたか	180	0.645
-	12	商長()m 体重()hg BM=()	.76	300
2	13	・中学前に比べて贈いものが書べたく(なり収)さか。	120	11492
Zigetti.	14	お茶や汁物等でもせることがありますか	120	1 YV-Vit.
	15	口の横さか気になりますか	180	11767E
Ę	16	個に個以上は外的していますか	180	114%
ž	17	等年収化べて外出の国際が構っていますか。	180	まいが使
婴	12	関わの人からしても同じことを聞く内との物意れがあると言われますか	120	111472
2000	19	自分で電路費号を得べて、電報を欠けることをしていますか	1.000	1144
题	20	今日が何日何日かわからない報酬が取りますか	150	1110次
	21	(ここの展開) 被目の生活に充実機が多い	180	EVVS
2	22	にといる際のとれまで、利人でやれていたとどが利しめなくなった。	1\$v	1 Wit
3	25	《ここ2書間/以前の表記できていたことが今ではおっくりに感じられる	186	EVVŽ
5	24	(ここの機関)音音大物学立つ人関抗と思えない	140	まいか沈
	25	(ここ)通問されもなく使れたような感じかする	180	EVVI

地域包括支援センターの活用

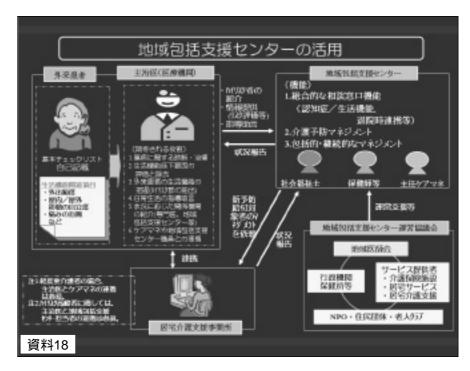
資料18は地域包括支援センターの活用を示します。患者の生活機能に問題があると判断すれば、 医師はその生活を支えるために地域でその役割を 担っている地域包括支援センターにまず連絡する ことが期待されます。本日ご参加の皆さんも地域 包括支援センターと協力して、生活機能低下の疑 いがある住民の地域での生活を支える活動の大切 さを認識してください。

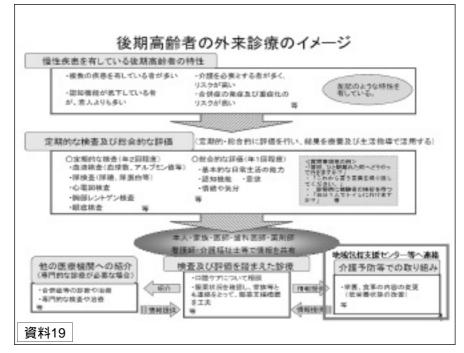
後期高齢者の外来診療のイメ ージ

資料19は後期高齢者の外来 診療のイメージを示します。 厚生労働省が特別部会に提出 した後期高齢者医療における 外来診療のイメージ図です。 先程お話しましたように、後 期高齢者には複数の疾患を有 し、何らかの認知機能低下が 存在し、また介護を必要とす る場合も多くさらに重症化の リスクが高いという特性があ ります。そういう高齢者の 方々の診療では従来の診察と 同様に採血、レントゲン、心 電図、そして必要な場合には CT等の検査をすることも大 切です。その様な診察に加え て、一年に1回は患者の総合 的な評価として毎日の基本的 な日常生活の能力、認知機能、 意欲、情緒、気分などを聞き 評価する必要があります。つ まり基本チェックリストを年 に1回か2回実施して患者さ んの生活機能を把握するので す。それらの診察からもっと 専門的な医療が必要と判断す れば、従来と同様に他の医療 機関へ紹介し専門的な診療を 受けてもらいます。

そして生活機能の改善が必要と判断される場合には、地域包括支援センターへ連絡して介護予防などの取り組みを通じて栄養状態や生活機能の改善を図ることが示されています。

しかし、この介護予防との言葉が正しく認識されていないために、地域包括支援センターの役割が正しく理解されていない現状があります。介護予防との言葉に惑わされることなく、生活機能の改善のための地域包括支援センターと理解する必





要があります。

切れ目のない地域医療連携体制

資料20は切れ目のない地域医療連携体制を示します。わが国では地域における医療連携については長年語られてきましたが、残念ながらこの医療連携は十分にはまだまだ進展していません。私が昭和60年に大学を辞めて、地元の浅草で父親の診療所を継承した時も、病診連携が医師会の話題になっていましたが、残念ながらその当時からこの医療連携が大きく進展したとは思えない現状です。この医療連携に関る仕事を医師会において長年続けてきたので、余計にその進展について残念に思います。この医療連携についてお話します。

患者と医師との関係が適切に確立されています と患者の生活機能が低下したと疑われる場合には 地域包括支援センターと協力し患者の地域での生 活を支えることができます。一方、患者の抱える 病気が進行し、例えば救急車等で病院に運ばれ入 院が必要な段階になれば、急性期医療を提供する 病院で入院し治療を受けることになります。わが 国の急性期医療の状況は、世界の医療水準と比較 しても遜色は無いと考えています。

しかし、在院日数の短縮が急性期病院の医療に 様々な影響を与えています。「病院から追い出さ れた。あるいは出て行け。」と、診療所に相談に

来られる患者やその家族が 最近では多いように思いま す。地域の医師仲間に聞い ても、同じ話を聞きます。 本当は嬉しい筈の退院がな ぜ「追い出された。」とい う表現を患者や家族はする のでしょうか?

病気が完全に治癒して、 以前と同様の生活をすることができれば、当然このような苦情はある筈がありません。しかし、特に高齢者の場合には病状が安定したとしても以前と同様の生活ができる筈ではありませ ん。病気や障害を抱えてどの様に生活すれば良いのかの答えが病院から提供されていないためではないでしょうか?その答えが適切に提供されていれば、患者は自宅に戻るとか、あるいは介護等を提供してくれる施設を選択できます。しかし、現状では選択できる施設が少ない状況もあり、それらの選択に対して病院が適切に助言することなく患者や家族に任せている状況では「追い出された」という表現を患者や家族がすることは当然と思います。

入院医療の目標

資料21は入院医療の目標を示します。入院医療の目標を考えれば、まずは生活を脅かしている原因を追究して、医学的に治療することです。しかし、それだけではなく、退院後の健康と生活の安定を見越した計画を立て患者や家族に示すことも医療機関としての大きな役割の筈です。その計画が全く作成されずに「退院」と宣告している状況です。

私の診療所でも、在宅医療が必要な患者を病院からの時々紹介されますが、「病状は安定しましたので、あとはよろしくお願いします。」という紹介状が多数でした、そのため患者の療養する現場で医療や介護を提供するために苦労しました。最近では、病院での治療方法が無いことを理由に



退院されるがんの末期患者のケースも多く、自宅 での療養生活を支える事が重要になり、その際の 医療連携の充実が期待されます。

入院から退院へ

資料22は入院から退院へを示しています。病院 において退院までの間に医師が中心となって治療 するのは当然です。しかし病院内には看護師、薬 剤師、PT、OT、ST、栄養士、そしてケースワー

カー等この他さまざまな職種 の人々が働いています。その 多職種の人たちが自らの役割 を分担して患者の生活を把握 し、医師による治療方針を基 にケースカンファレンスを通 じて退院後の生活設計を作成 する退院調整により、患者や 家族は安心して自宅や他の施 設等を選択して退院できるの です。この退院調整が、従来 のわが国の医療特に急性期病 院において適切に実践されて きませんでした。今回の後期 高齢者医療の在り方に関する 特別部会では、この退院調整 の意義について主張しまし た。

入院から退院へ

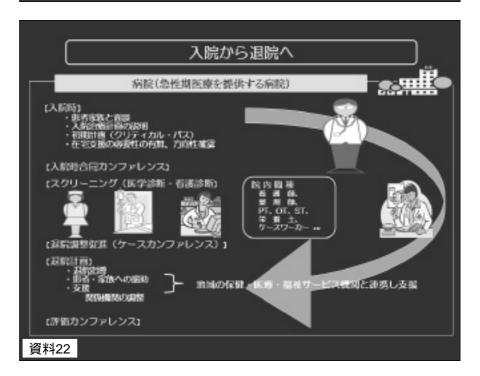
資料23は入院から退院へを示しています。患者さんが入院すると医師は診療を通じて診断し治療方針を決定し実行します。看護師、栄養士、薬剤師、OT、PT、ST、そしてソーシャルワーカー等院内に存在する多職種が協働して、患者が地域に戻った際の生活を設計し、地域の多職種により支えられる療養生活プランを作成します。このような地域での生活を支えるケアプランの原案を作成

入院医療の目標

- 生活を脅かしている原因を除去・緩和
- 2. 退院後の健康と生活の安定

そのため、患者・家族に対して退院後予想される問題を検討し、十分な援助計画を作成し 退院に結びつけることが病院の基本的な責務である。

退院調整!!



することがいわゆる退院調整であり、それが病院 に存在する多職種の本来の役割ですが、その役割 が理解されることなく実践されてきませんでし た。院内の多職種の連携や協働は、この大意調整 の意義を理解すれば、実は当然な事なのです。

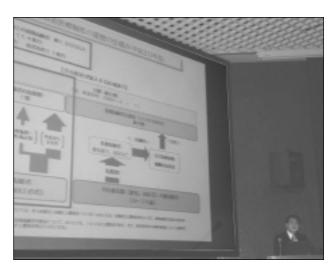
院内にいるソーシャルワーカーが、この多職種からの意見をまとめて、患者の地域での生活すなわちケアプランの原案をつくることが退院前カンファレンスです。残念ながら、現状ではソーシャルワーカーの存在しない病院も多く、また存在しても適切な働く場所を提供されていない現状があり、結果としてこの退院前カンファランスが適切に実施されていません。今後病院には、この退院前カンファランスの意義を理解され、実践していただきたい。

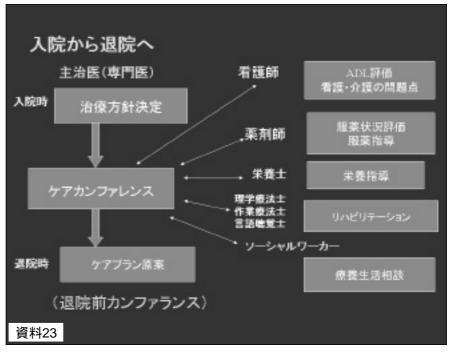
在宅生活復帰の必要条件

資料24は在宅生活復帰の必要条件を示しています。在宅生活を選択する場合、ケアプラン原案を作成する上で検討すべき条件があります。本人の病状がまず安定していることは当然です。次いで病状の安定した本人に何処で生活を続けたいのか意思を確認する必要があります。しかし、単に「家に帰りたいですか」と問えば本人は家に帰りたいとの意思を持っていても、自分の病状では家族に迷惑をかけるという気持ちを多くのお年寄り

は持ちます。同様に家族も本 人の家に帰りたい希望を叶え てあげたいが、家族の生活も ありそして病人に24時間365 日永続して付き合えるかどうかもあり判断に苦しむ大きな課題があります。しかし、このような課題を本人や家族だけの課題として、その解決を本人や家族に任していいのでしょうか?

自宅か施設かという議論もあります。しかし、現状ではそれらの選択を患者や家族に任せることは酷です。適切な施設が無いとの理由で、やむなく在宅での生活を選択する。そんな選択も真に不幸と思います。患者や家族が自宅か施設を選ぶ際、院内の多職種が協議してケアプラン原案を作成し、そして説明により選択してもらう。その説明により、患者や家族の意思で自宅か施設を選ぶ状況を今こそつくるべきと思います。病院からの退





院において、このような作業を実践しての選択が可能な状況こそ大事です。しかし、施設が無いから自宅での生活を選ばなければならない状況は、この国のあり方として全くおかしい。現状は理解できますが、患者や家族が本人の意思として自宅での生活を選択できない課題を医療機関として洗い出して、厚生労働省そして地域行政や社会に訴えていく作業が今医療機関には求められていると考えます。

ち退院調整により、介護療養病床が我が国の社会 的な課題を医療機関として背負って来たことが明確にできる筈です。その現状を解決することなく、 社会的な役割を果たしてきた介護療養病床を廃止 することは、国民に迷惑がかかります。この、患 者の退院における課題の掘り出しすなわち社会的 入院の解決との課題を克服することなく、介護療 養病床の課題が検討されなかったは、私は残念で なりません。

在宅支援体制

資料25は在宅支援体制を示しています。在宅生活復帰の条件としてご本人の意欲、家族の協力と在宅支援体制が重要です。この在宅支援体制には「24時間体制に近い十分な量の看護サービス」「時々は家族が休める」「医療からの支援体制が充実」「食生活の管理」「福祉用具の活用」等が必要です。

しかし、これらの支援体制に加えて、わが国の大きな問題として、実は住居の広帰りたいけれど、実にきりの生活をいけれど、でなり、その大きの大きでなり、であることにする場所が無いがあります。これらの問題を医療機関において把握することは解決できなくても重要では、

介護療養病床の問題も、実は介護療養病床として預かるだけで在宅復帰機能を目指せなかった事に原因があると思います。在宅復帰機能すなわ

在宅生活復帰の必要条件

- 本人の症状
- 本人の意欲
- 家族の協力
- 在宅支援体制

(医療経済研究機構·H12~14)

資料24

在宅支援体制

- 十分な量の介護サービス
- ・ 24時間体制に近い体制
- 短期入所の活用
- 在宅医療・医療機関との連携
- ・食生活の管理
- ・ 福祉用具の活用

(医療経済研究機構·H12~14)

患者が異常を覚えた時(入院中)

資料26は入院中に患者が異常を覚えた時を示しています。患者にとって病院に入院している場合には、具合が悪くなっても、ベルを鳴らせば誰かが来てくれるから安心です。自宅に戻ってもこのような体制があることをきちんと説明する必要があります。

患者が異常を覚えた時(自宅)

資料27は自宅で患者が異常を覚えた時を示しています。この図に示されるように、自宅に帰って身体に異常を覚えた場合には、訪問看護ステーションや医療機関に連絡すれば、訪問看護師や医師が訪問する体制をできていることを説明することが求められています。特にケアプランにおいて、適切に体制が用意されていることを説明することが望まれます。

患者が異常を覚えた時(入院中)

- 1. 患者がベルを押す
- 2. 看護師が訪室
- 3. 看護師が状況を把握し、必要であれば医師に連絡
- 4. 医師が訪室し診察
- 5. 看護師へ治療内容を指示

資料26

患者が異常を覚えた時(自宅)

- 1. 患者・家族が訪問看護STへ電話連絡
- 1. 患者・家族が医療機関へ電話連絡
- 2. 訪問看護師が訪問
- 3. 訪問看護師が状況を把握し、必要であれば医師に連絡
- 4. 医師が訪問し診察
- 5. 訪問看護師へ治療内容を指示

ニーズ&プラン・チェック表 デイリーケア

資料28はニーズ&プラン・チェック表です。日 常生活する上で一日中患者さんには様々なケアを 必要とします。これらのケアにはどれだけ援助が 必要なのか、個々に細かく分析する必要があり、 その結果をケアプランに反映するのです。

ニーズ&プラン・チェック表

ウィークリーケア

ニーズ&プラン・チェック表 ウィークリーケア 資料29は同じくニーズ&プ

病院からの退院を受けて(サービス担当者会議)

資料30は病院からの退院を受けてを示していま す。私たち診療所では、患者の住み慣れた地域での 生活を支えるために、病院からケアプラン原案を主 治医として受けとります。そして、そのケアプラン原 案をケアマネジャーや地域の多職種と共有します。 その後、ケアマネジャーの開催するサービス担当者 会議において、このケアプラン原案を現場の実情に 合わせたケアプランに変更し実行していきます。

		ボケア・ケア不動	360 885	ケア計画
		0.8	OBBA · ×	9 7 H W - H
(1)モーニングケア	CD488FE			
(銀球(株分子))	GE-SPECIAL SECTION AND ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE			_
	医细胞体			_
	COSMISS - (C-6)			
	COMMON O			
	(の神経・シャワー部)			
	(空間(部)(中) (神)(神)			
1	OD SO SO A.			_
	GO FFF WD			
1	GD-40 (C) 40k			
倒食事ケア	CD ROOM			
	CENSORS to 1-			
	GD:01-8h			
	ODER-PT-FET-F			
	CONTRACTOR AND AND			
	即口腔ケア			
倒辞律ケア	のトイレの時			
	@www.massess			
	COURT OF SHIPS THE			
0420年第5 ケア	CONTRACTOR AND AND			
	の椅子等への移動			
1	のペッドへの報酬			
	GD49-62-sec49s			
信申やつタイムケア	のおやつ・お寮			
	(2) F(# 10)			
	倒むしゃべり			
(4)イブニングケア	ODトイレ機動			
(前後ラブ)	CED-695-WE			
100000000000000000000000000000000000000	②智智 化			
1	(のべッド等への移動)			
	(国)周囲セット			
の歌車・もの他	の デミ機し			
	CD PROFESSION OF SELECT			
	GD-6-00-66			

	野ケア・ケア不断	961 FBC SBB	34139	201.000
	0.=	MINC- AN	\$81.05 · \$60.000	競技が トランフ
- 50/10E				
9856 - 98				
7 261 -40				
> Am - max				
o retirem o				
) リハビリテーショ)				
> デイケア逃避				
ニーズ&	プラン・チェ	ック表 (D)		- ケア・ 計画・非が
=-==				
版步 整御 0				
股步 整套 6 浸者				
歌声 藤書 5 帝者 歌樂。 美容談				
取走 集命り 停省 数据・無容能 趣味				
散步 整要 5 接省 散學、與容赦 動味				
款步 無數句 無數句 無數。與實際 即行 外食				
原連 無要な 便者 所能。 無容能 即件 外内 外内 おかで変い物				
歌声 悪声り 悪者 (
原連 無乗り 産者 配理・無容略 即行 対力 自分で置い物 観劇、コンサート あいたい人にあう				
取走 集命り 停省 数据・無容能 趣味				

ラン・チェック表です 必要ではありませんだ や買い物なども自宅で に大きな影響がありま れらの作業にどれだけ が必要なのかもケアス は必要です。また病気 を抱えても、自分の制 望も援助を受けて実現 ことを理解しなくては な自宅での生活を送る できません。例えばこ トにも行けることな 介護保険では、その乳 状では困難ですが、る 本人の希望を叶える事 プランの実現できることとし て検討すべきなのです。

切れ目のない医療連携

資料31は切れ目のない医療連携を示しています。患者の住み慣れた地域での治療や投薬が継続される医療のみならず、患者さんの生活を支えるケアプランが大切です。そのため、退院調整でつくられたケアプラン原案が地域のサービス担当者会議に提示されることも重要なのです。

地域では、このサービス担当者会議は通常患者 の家、診療所、あるいはケアマネジャーの事業所

等に、関係する多職種が集まって開催されます。このような場所に集まることは、地域の現場の多職種にとっては大きな負担ですが、ケアプランの意義を理解している人々はその負担を乗り越えて集まっています。

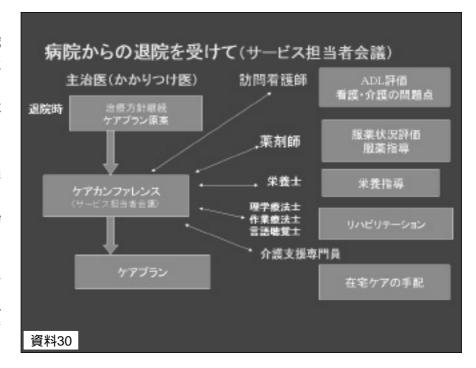
このサービス担当者会議は、サービス提供を始めるときや患者の病状が変化した場合には開催する必要がありますが、通常はメール、電話、ファクス等により情報の共有を行うことによりサービス担当者会議開催の省略も可能です。

患者の住み慣れた地域での 生活を支援するためには、医療機関における多職種連携に よる退院調整によるケアプラン原案が、地域における多職 種連携による生活支援に繋が ることが必要です。すなわち これこそが切れ目のない医療 連携です。

特に医療機関に存在する多職種が院内で集合することは、地域での集合より容易の 筈であり、退院前カンファランスの開催が期待されます。 高齢者の総合的な評価のイメージ

80歳代 女性 ・脳梗塞後遺症 ・糖尿病 の場合

資料32は高齢者の総合的な評価のイメージ図です。この図も特別部会で厚生労働省から提示されました。病院での診断や治療に加えて、入院中に基本的な日常生活の能力、認知能、意欲などを把握するとしています。このような総合的な評価を実施する事を通じて、日常生活では嚥下障害に留意、口腔衛生管理、服薬支援、そして栄養管理等



切れ目のない医療連携 医療機関における 多職種連携による退院調整 (退院前カンファランス) ケアプラン 地域における 多職種連携による生活支援 (サービス担当者会議)

の課題が判明した事を示しています。病院を退院 された後、自宅で生活する為に、これらの課題を 克服するケアプラン原案を退院前カンファランス で作成し、自宅での生活を支える事を示していま す。

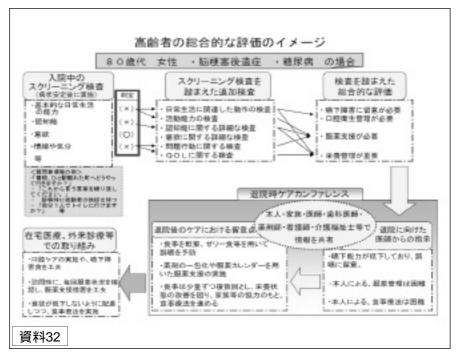
この退院時ケアカンファレンスを実施することによって、本来大事な訪問看護サービスの適切な提供が実現できます。現状では、訪問看護サービスがわが国の在宅医療において適切に活用されて

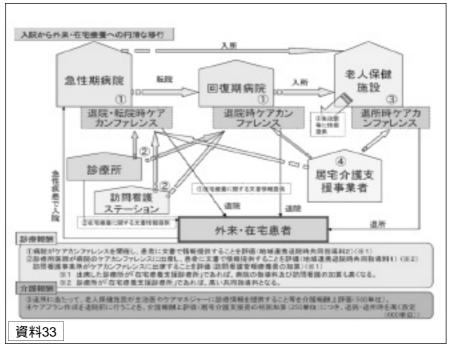
いません。その大きな原因として、訪問介護と訪問看護の 意義があまり理解されていないと考えます。さらに訪問看 護の報酬が、訪問介護の報酬 より倍に設定されている事 も、活用されない理由のひと です。しかし、その報酬を 下げたから、この訪問看護サ ービスの利用が急に増加する とは思えません。

あらためてこの訪問看護の サービスの目的や意義を考え る必要があると思います。訪 問看護の果たす役割は多々あ りますが、特に大切な役割は 退院直後から約3カ月位の健 康管理と生活管理と思いま す。しかし、現状ではそのよ うに活用されていないため に、患者の状態が悪化して再 入院してしまうことがありま す。このように退院前カンフ ァレンスの一つの意義として 訪問看護のサービスを、退院 後のある期間、患者の生活を 支えるケアプランに設定する ことと理解しています。

また、病院内の栄養士と地域の現場での栄養士との連携や役割も、患者の地域での生活を支える為には大切です。特に高齢者には栄養状態を把

握する事と同様に、食事をおいしく食べているか を確認し実現する役割の重要性を栄養士にはあら ためて認識して頂きたい。おいしく食べている人 が栄養状態を悪くすることはあり得ません。薬剤 師や他の多職種の人にも同様の事が言えます。つ まりこれこそが、繰り返しになりますが、切れ目 のない医療連携です。





入院から外来・在宅療養への円滑な移行

資料33は入院から外来・在宅療養への円滑な移 行を示します。

従来から診療報酬には、病院での退院・転院カンファレンスを評価する点数として「地域連携退院時共同指導料2」がありました。しかし、病院がまずこの「指導料2」を活用しないと地域の診療所の点数である「地域連携退院時共同指導料1」は活用できません。また介護報酬においても、老人保健施設が地域の主治医やケアマネジャーに診療情報提供することを評価していましたし、さらにケアマネジャーの初回ケアプランの加算も評価されていました。残念ながらこれらの報酬の十分な活用はありませんでした。

後期高齢者の入院から退院までの流れ

資料34は後期高齢者の入院から退院までの流れを示します。つまり病院が適切に退院時の指導を患者やその家族だけではなく、地域の医療や介護の関係者に対して情報提供することが重要と認識され、診療報酬や介護報酬においても評価されているのです。折角の点数を適切に活用して、患者の住み慣れた地域での生活を支えるべきです。急性期の医療と共に、患者の医療や生活機能を総合的な評価をすることが期待されます。そのため、今回の改正において病院には後期高齢者の総合評

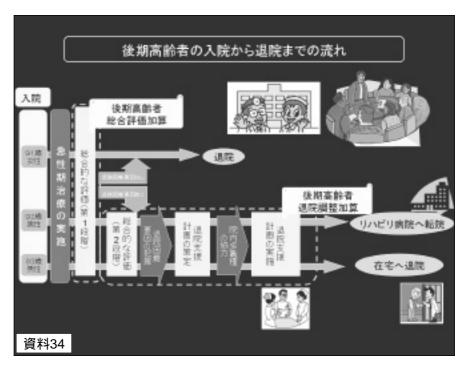
価加算が設定されました。その評価の過程では、図のように退院困難の条件が無ければ、当然退院は円滑に可能です。しかし、退院困難な条件がある場合には、多職種による様々な評価を経て退院調整が実施され退院となります。その際には、後期高齢者退院調整加算が設定され、図のようにリハビリ病院への転院、あるいは在宅への退院を選択するのです。

後期高齢者医療(入院)

退院時における円滑な情報共有や支援の評価

資料35は後期高齢者医療における診療報酬を示 しています。今後これらの診療報酬の点数の活用 が病院には期待されます。今回の改定により名称 が変更され「退院時共同指導料1」と「退院時共 同指導料2」となりました。従来と同じく1は診 療所の点数。2は病院の点数です。今回の改正で 点数は500点から300点に下げられましたが、この 図の下の注2を見てください。入院中の医療機関 の保険医が、患者の退院後の在宅療養を担う医療 機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯 科医師、若しくは歯科衛生士、保険薬局の保険薬 剤師、訪問看護ステーションの看護師等。又は居 宅で介護支援事業者の介護支援専門員のうちいず れかの3者と共同して指導を行った場合に所定点 数に2,000点を加算すると記載されています。今 回新たに高い加算点数が設定されたのです。

この点数を医療機関が活用しないことは全くおかしい事で、確かに「診療報酬点数の抑制が厳しい」と盛んに言われていますが、このように退院時におけるカンファランスや情報提供は適切に評価しています。こういう部分もあらためて現場では理解すべきと思います。つまり現場において患者の住み慣れた地域での生活を支える為には、多職種協働による退院調整が重要なのです。そうし



て、はじめて適切な在宅医療が展開されます。適 切な患者への在宅医療の展開も、今回の医療制度 改革では強調されてはいますが、在宅医療は本来 医療機関のためではなく、自宅での生活を選択し た患者の住み慣れた地域での生活実現のための医 療の筈です。在宅医療は、患者や家族の選択が前 提で構築されており、その意思の尊重をまず大切 にすべきなのです。

自宅での生活を選んだ患者が地域で安心して住み続けるためには、医療や介護の多職種をはじめ地域の様々な人々の協力が必要です。そしてその協力の実現には情報の共有そしてカンファレンスが大事なのです。

しかし、患者の住み慣れた地域での安心した生活の実現には、地域でのカンファレンスから始まるのではなく、病院からの退院時の退院調整こそが必要不可欠とあらためて認識し、そして介護保険と医療保険の調整をする事が重要です。

在宅療養支援診療所

資料36は在宅療養支援を示しています。地域で 主に患者の在宅医療を請け負う在宅療養支援診療 所が、約2年前から設置され現在では全国で約1 万カ所の在宅療養支援診療所が存在していると言 われています。この在宅療養支援診療所は、患者

の生活を支えることを中心に 活動し、そのため訪問看護ス テーション等の多職種の人々 と協力し、さらに必要な場合 には病院や施設とも連携して 患者が住み慣れた地域で安心 して生活する事を支えます。

この在宅医療支援診療所には、スライドの如く24時間連絡を受ける医師または看護師を配置し、連絡先を文書で患家に提供するなどいくつかの要件があります。この様に24時間体制が要件であるため、この在宅療養支援診療所を積極的に選択しない医療機関も

あります。

この在宅療養支援診療所が、ある会合で市民か らコンピニ診療所と呼ばれていた事は、私には意 外でした。在宅療養支援診療所がコンピニ診療所 と認識されていることについては、今後の意見調 節が必要と思います。そのため往診と訪問診療の 違いを理解する必要もあると思います。患者の 「具合が悪い」との連絡を下に、医師が緊急避難 的に患者宅に行って診療するのが往診で、この往 診は言わば緊急避難行為です。平成4年の医療法 改正で、医療を提供する場所として患者の居宅が 明示されました。患者の病状に合わせて定期的に 計画的に患者宅を訪問して診療を行うのが訪問診 療です。本来、在宅療養は定期的に患者の健康管 理をするのが原則であり、突然の緊急避難は全く 無いとは断言できませんが、常日頃から定期的に 訪問しておりまた多職種が関わる事により、状態 の悪化についてはある程度予想できます。しかし、 医療機関にとって患者の24時間を常に守る事は甚 だ困難なことであり、それらの地域での体制構築 は地域医師会の課題であり、早急な取組が期待さ れています。この24時間体制の構築には地域医師 会のみならず、地域の訪問看護ステーションなど の様々な事業者の関係者や、地域の行政や住民の 協力も必要不可欠です。

後期高齢者医療(入院)

退院時における円滑な情報共有や支援の評価

(1) 退院に際して、情報共有を円滑に行うため、入院中の医療機関の医師、歯科医師、 薬剤師、看護師等と、地域での在宅療養を担う医師等医療関連職種が、共同して指導 を行った場合に評価。

多職種の医療従事者等が一堂に会し、共同で指導を行った場合にさらなる評価。

[退院時共同指導料1] ※現・地域連携退院時共同指導料1の一部変更 育 地域において当該患者の退廃後の在宅乗業を担う医療機関の保険を支は者運輸等が、入院先に 赴いて、選院後の在宅での権養上必要な説明・指導を入院中の医療機関の保険医、者運輸等と 共同して行った場合に算定。 ① 在200条 ② ①以外の場合:1,000系

[退院時共同指導料2] ※現・地域連携退除時共同指導料2の一部変更、加算新設 合 入放中の医療機関の保険医又は看護師等が、退稅係の在宅での費業上必要な設制及び指導を、 地域において当該患者の連院後の在宅費業を担う医療機関の保険医又は看護師等と共同して行っ た場合に算定。 ① 在宅費養支援診療所の場合:500点 ⇒ 300点(※点数の一本化)

② ①以外の場合:300点 注1) 入院中の巨棒機関の保険医及び地域において当該患者の退院後の在宅稼費を担う保険医が 共同して指導を行った場合に、所定点数に300点を加算する。(制設) 注2) 入院中の巨体機関の保険医が、患者の退除後の在宅接着を担う保護機関の保険医若しくは 希望解答。保険医である機関医師若しては無対数ます。保険業別の保険業別師、助門者第2ラー

看護師等、保険医である歯科医師若に人は歯科衛生士、保険業局の保険業別師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。) 又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員のうちいずれかる者以上と共同して報理を行った場合に、所定点数に2、000点を加算する(新娘)

在宅医療(終末期ケアを含む)の連携のイメージ

資料37は在宅医療の連携のイメージを示しています。患者の在宅医療を担う医師には、患者の具合が悪化し特に急性増悪等の緊急時には地域の病院等に紹介して入院医療などを提供する役割が望まれ、つまり地域の医療機関との連携が期待されています。

そうして病状が安定している場合には、患者の 継続的な療養生活を支え最終的には死の看取りも

大切な役割なのです。しかし、 緊急時に備えた医師の相互連携の構築が今後の大きな所の診療所のというです。一人医師の診療所所をは地域のとまれ変わる事も期待では地域のにあるまれて、地区医師会におけれます。 住み慣れた地域での患はともの生活を支えるためには是非関連を関係を表している。 ともこのような取り組みが必要なのです。

医師の24時間365時間の取り組みを、犠牲的な精神に頼るべき時代ではありません。私の父親は明治31年生まれの開業医でした。父親が夜、往診に行く姿を見て、私は何故だか分かりませんが医者になって、父が夜中に起きてきないましたのだから、と思ってその様な活動を実践していました。

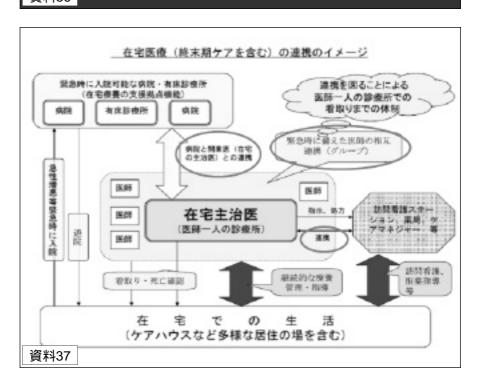
地区医師会において、会員 の協力を得て24時間365時間 の体制を構築する事は患者に とっても医師にとっても期待 されます。 後期高齢者の医療(在宅)

在宅医療におけるカンファレンス等の情報共有

資料38は在宅医療おけるカンファランス等の情報共有を示しています。今回の後期高齢者医療では在宅医療におけるカンファレンスの情報共有が診療報酬において評価されました。特に、医師等が在宅での療養を行っている患者を訪問し、患者の利用する医療サービス、福祉サービス等の情報を集約した上で共有し、連携のもと療養上必要な

在宅療養支援診療所

- ※ 在宅医療の中心的役割を担う診療所 (患者からの連絡を一元的に受け、患者への診療情報を集約する等)
- ②要件
- 1) 2.4 時間連絡を受ける医師または看護職員を配置し、連絡先を文書で患家に提供
- 2) 2 4 時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供(他の保険医との連携も可)
- 3)24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、担当職員の氏名、 担当日等を文書で患家に提供(他の保険医療機関、訪問看護ス テーション等との連携も可)
- 4) 在宅療養患者の緊急入院の受入れ体制確保(他の保険医療機関との連携も可)
- 5)地域において他の保健医療・福祉サービスとの連携調整を担当する者との連携
- 6) 看取り数の報告 等



指導及び助言を患者・家族に行った場合を評価する点数が新設されました。ただし、患者が介護保険を利用されている場合には、この点数は算定できないので注意が必要です。

患者さんの急変に際し、主治医が患者さんを訪問し、関係する医療従事者と一同に会し、カンファレンスを開催し、診療方針について話し合い、 患者に指導を行った場合には、新たに在宅患者緊急時カンファレンス加算の点が診療報酬において評価されました。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度創設に伴い新設/変更された点数項目

資料39は後期高齢者医療制度創設に伴い新設あるいは変更された点数項目を示します。今回、後期高齢者制度の創設に伴い新設あるいは変更された点数項目がいくつかあります。確認してください。

後期高齢者医療(在宅)

在宅医療におけるカンファレンス等の情報共有

- ☆ 在宅患者の病状の急変や診療方針の大きな変更などの際、関係者が情報を具有 する場合の評価
- (1) 医師等が、在宅での療養を行っている患者を訪問して、患者の利用する医療サービス、福祉サービス等の情報を集約した上で共有し、連携のもと療養上必要な指導及び助言を患者・家族に行った場合の評価(新設)
- ⇒ 在宅患者連携指導料:900点(月1回) 在宅患者訪問看護・指導料 在宅患者連携指導加算:300点(月1回)
- (2) 患者の急変等に際し、主治医等が患家を訪問し、関係する医療 従事者と共同で一堂に会し(2者以上)、カンファレンスを開催し、 診療方針等について話し合い、患者に指導を行った場合の評価(新設)
- ⇒ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算:200点(月2回) 在宅患者訪問者護・指導料 在宅患者緊急時等カンファレンス加算:200点 (月2回)

資料38

後期高齢者医療

◎後期高齢者医療制度創設に伴い新設/変更された点数項目

	4F D	点 数	新装/主要点
A001	再於料 注5 外來管理加算	10.00	病院(の点)と診療所(57点)の点数を一本化
A200	在宇皇書聚金入殿計権加賀(入殿初日) 1 連続保険販産機関である場合 2 1以外の場合	1300±0. 650±0.	現・在宅急者応急入院診療加算の一部変更
ACM	徒期高齢者外未患者緊急入院診療加算 (人院得日)	500%	N/S
A040	徒男政府者総合評価加算(入院中1日)	50(8)	N22
A541	徒期政府者退除調整加算(訓除時) 回	100:0.	育22
9004	選続時長阿能導料1 1 在宅建養支援診療所の場合 2 1以外の場合	1000±0. 600±0.	現・形成連携退除時共同指揮料1の一部企正
2000	選取時共同的導際2 注2 在宅寿養を担う保険医と共同した場合 注3 3者以上で共同した場合	300-6 300-6-200 2000-6-200	10.00
5011-3	華剛情報是供料 注2 後期隔離者加算	5:0.	哎−老人加算の一部窓里

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度創設に伴い新設/変更され た点数項目

資料40はその前の続きです。薬剤での情報提供料。あるいは退院時の栄養・食事管理指導料も評価されています。外来継続指導料、後期高齢者終末期相談支援料などがありますが、現場の医師にとってこの評価は当然です。これらの診療報酬を活用して患者の医療のみならず生活を守ることが私たち医療や介護従事者の使命と思うのです。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度創設に伴い新設された点数 項目

この資料41も新設あるいは変更された点数項目を示しています。リハビリテーションにも、居住系施設入居者に対するサービスが診療報酬として新設評価されました。同様に在宅患者訪問栄養指導料も、居住系施設入居者に対して、診療報酬が新設されました。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度創設に 伴い新設/変更された点数項 目

資料40は同じく新設あるは変更された点数項目を示しています。居住系施設にて生活する患者に対しても訪問診察そして訪問看護も診療報酬で評価されました。あらためて活用して頂きたいと思います。

訪問看護にもあらたに点数が新設されました。訪問看護は介護保険での訪問看護の優先の原則がありますので、医療保険と介護保険の訪問看護の活用を混同しないようにお願いします。居住系施設入居者等に対する訪問看護そして指導料も新設されました。

	後期高	齢者医	療		
◎後期高齢者医療制度創設に伴い新設/変更された点数項目					
	WI B	点面	新数/变更点		
EST14	位用东岭右洞郊芍单洲精報提供料	100:5	新設		
15075	使用高齢者避损防栄養・食事管理指導料	180点	斯敦		
2016	使用高齢者29億円	600,5	新設		
ES017	使用高齢者外平難疑松導料	200/6	新設		
DOTE	使用高齢者終末排指武支援料	20032	新設		
caon	在宅患者(3円)(6年料(1日につき)		現・在宅息者訪問診維料の一冊変更		
	1 在宅での接着を行っている患者 (居住来倫設入居者等を除く。)の場合	830,45.			
	2 居住不施設入居者等である患者の場合	200/6	N22		
200-2	特定施設入庭時等医学組会管理等(月1回) 1 在宅庫養実護診療所又は在宅庫養支護 病院の場合 イ 保険薬用において調料を受けるために 振力せんを交付する場合 口 処方せんを交付する場合 2 1以外の場合 イ 保験薬用において調料を質けるために 続力せんを交付する場合 ロ 処力せんを交付する場合 ロ 処力せんを交付する場合	3000 A 3300 A 1500 A 1800 A	n iż		

後期高齢者医療 ◎後期高齢者医療制度創設に伴い新設された点数項目 在宅患者決関リハビリテーシェン指導管理料 現・在宅訪問リハビリテーション格調管理料の一部 (1単位) 安王 CHOS 300 % 1 存宅での施るを行っている患者 (居住形施設入居者等を動く、)の場合 2 民住張協設入所書等である患者の場合 255点 新設 在宅患者达阿莱利管理指揮科 現・在宅本者は関東利管理論導料の一部倉更 550 di. 1 在宅での施養を行っている患者 (民件を施設入民主等を除く)の場合 2 居住系施設入居者等である患者の場合 385点 在宅患者訪問栄養食事指導料 現・在宅患者は阿栄養食事前導料の一部変更 C809 在宅での整着を行っている患者 530点 (居住系施設入居者等を除く)の場合 2 居住来施設人居者等である患者の場合 400点 新設 900点 新設 C010 在宅患者造携指導料 OHI 在宅患者緊急時等がノフィレンス料 200点 新設 ※現・区分番号「CH3」の廃止 根たきり老人訓問指導管理料 資料41

在宅の主治医を中心とした情報共有のイメージ

資料42は在宅の主治医を中止とした情報共有のイメージです。患者が病院から退院される際には、後期高齢者外来継続指導料あるいは退院時共同指導料があります。この高齢者外来継続指導料は、入院中の診療情報等を外来の主治医と共有することを評価していますし、退院時共同指導料は先程述べましたが歯科医師・薬剤師・訪問看護ステーションの看護師、ケアマネジャー等のうち、いず

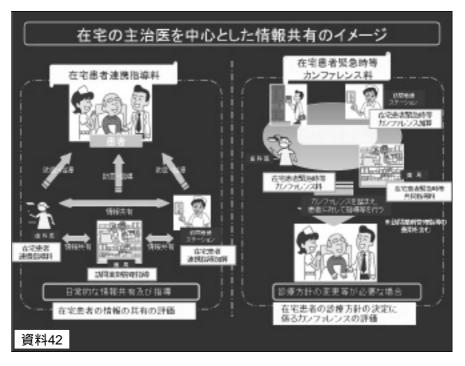
れか3職種の方々とカンファ ランスを通じて情報共有を行った場合の加算点数です。

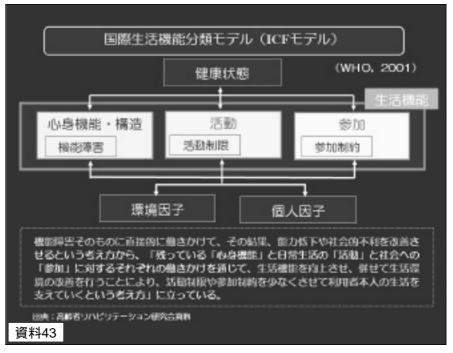
患者の病状が安定し在宅に 戻られたときには、後期高者 を活たされたときに活用して患者 の生活を支えます。 在宅患 者連携指導料は、患者の家種種が集まり、職種間 の情報共有を通じて日常生活 に対する指導を評価しています。 なった時に集まり、治療方針 等を協議することも評価しています。

国際生活機能分類モデル(ICFモデル)

資料43は国際生活分類モデルを示しています。機能障害そのものに直接的に働きかけ、能力低下や社会的不利を改善するのが病気を治すという概念に通じると思います。

しかし、その考え方では病気や障害を抱えた患者を支える事は出来ません。そこで、残っている「心身機能」、日常生活の「活動」、そして社会への「参加」に対するそれぞれの働きかけを通じて患者の生活機能を向上させ、併せて生活環境の改善を行うことにより、活動制限や参加制約を少なくさせて患者本人の地域での生活を支える考え方が大切になります。





医療の目的とは

資料44は医療の目的を示しています。医療保険制度や介護保険制度等の社会保障制度は何を目指しているのでしょうか?不幸にも病気や障害を抱えても医療や介護が適切に提供されることにより、それらの疾病や障害を克服し再び社会参加ができることではないでしょうか。それが人間的な復権なのです。それが私達医療・介護における関係職種に託される使命ではないでしょうか。

今回中国で地震が起きました。我が国でも数年前の阪神大震災以降、いくつかの震災が発生しました。それらの震災に遭われた方々にとって、国家や社会からの救済を経験してその社会の価値をあらためて考えるわけです。

そういう危機を遭遇しない場合には、国や社会について認識する事はあまりありません。犠牲になった方々には申し訳ありませんが、その様な機会にはあらためて社会の在り方として、助け合うことの尊さをあらためて考える必要があると思います。

しかし、地震等の天災と異なって病気とか障害は集団では発生しません。 病気や障害の発生は個々の問題として発生します。我が国の医療は昭和36年から国民皆保険制度として提供されています。また平成12年からは介護保険制度が施行され、個人の抱えた障害を、40歳以上の国民の介護保険料で救済する制度として運営されています。これらの医療や介護の制度があるからこそ安心して生活できるのではないでしょうか。しかし、これらの制度の意義が理解されなければ、保険料を払う事が無駄と理解されます。

医療保険制度と介護保険制度について保険料が 徴収される意義を改めて認識する必要があると思 います。地域の町会などの会合で医療や介護の話 を何回かさせていただきましたが、その際いつも 町会のお年寄りからいつも質問されるのは「国民 健康保険料をずっと10年以上払っています。しか しこの10年間、病気したこともなく、全く保険を 使っていません。生命保険だと満期になるとお金 が戻ってくるのに、国民健康保険はお金が戻って こないのですか」です。その際「病気になった人 に、皆さんの払った保険料が役に立っている。」 と説明しますが、なかなか理解は難しいようです。

医療や介護の保険料が、病気や障害などの危機を抱えたときの備えとして理解される社会をあらためて構築するべきと思います。厚労省は、いつもその保険料が安い事が持続可能な保険制度と表現しますが、一方で支払った保険料で、どの様な医療や介護のサービスが提供されるのかを、本当は議論すべきと思います。

私も日本医師会に在籍したときは介護保険改定の時期でした。その際も厚労省からの説明は、このまま改正をしないで介護保険を続ければ、介護保険料が約6,000円になります。しかし、ここで介護予防などの視点を踏まえて改正すれば約4,000円の保険料で済むと説明しました。本来は保険料4,000円のサービス、そして6,000円のサービスの違いを国民に提示して判断するべきと提案しましたが、結果として聞き入れられませんでした。

後期高齢者医療制度にも同様の課題もあり、支払う保険料でどの様なサービスが受けられるのかをもっと検討すべきです。北欧のスウェーデン、デンマークでは税金は高くても、危機を抱えたときには社会が支えてくれることを国民一人一人が明確に理解しています。我が国ではその説明は保険料を徴収している保険者がまず説明すべきです。なぜなら保険料を払ってもらっていることを健康保険組合や国保中央会等はもっと自覚して説明すべきです。同様に政治家ももっと理解して説明すべきです。そして医療や介護を提供する者も、



国民が保険料を支払っていることを理解して、適 切な医療や介護の提供体制を構築すべきです。近 年、医療や介護の報酬費用が抑制され、現場では 必要な人員を確保する事さえできず、患者の抱え た病気や障害に対して適切なサービス提供ができ ない状況も生まれています。医療や介護のサービ スを提供する側も、受ける側も我が国の社会保障 制度の在り方をあらためて考える時期と思いま す。

地域のすべての人々が人間として尊厳が尊重されて、住み慣れた地域で最愛の家族と地域の人々に囲まれながら、安心していつまでも暮らすことを、医学を通じて支援することが医療の目的と考えています。介護の目的も同様です。

諦めから勇気を持ち社会参加するには

資料45は諦めの気持ちから勇気を持つために必要な視点を示しています。我が国医療保険制度を通じて、地域で医療を提供して来ました。確かに医療における治療や様々な介護のサービスにも大きな役割があります。

しかし、皆さんにとって住み慣れた地域はどの様な場所なのでしょうか?あらためて考えてみると、住み慣れた地域は自分を理解してくれる場所であり、自分らしさが発揮できる場所でもあり、そしてなじみの地域です。そのなじみの地域こそ

が患者に再び社会参加する勇 気を与えることを、地域の医療を通じて経験してきました。

近年、高齢者の大きな問題として認知症の問題があります。この認知症に対する地域住民の取り組みが、先日NHKで『ご近所の底力』という番組で報告されていました。私は地域の医師として、認知症の方々でもこのような取り組みによって一日でも長くをみ慣れた地域で生活できる事を訴え続けていきたいと思います。

私の母親も認知症でした。認知症の様々な症状に悩まされました。物取られ妄想もありました。ある時、母親から「どうもお世話になりました。あした、家に帰ります」と言われ、息子としてびっくりしました。「どこに帰るの」と尋ねると、母親は「お母さんのところ」と言いました。その際には認知症に対する知識も乏しいため「あなたのお母さんは、もうとっくに死んでいます。お母さんの住んでいた家はありませんよ」と説明してしまいました。母親は怪訝な顔をして自分の部屋に戻るのですが、翌日再び「どうもお世話になりました。あした、家に帰ります」との会話が続きました。

いくら説明しても理解してくれませんので、ある日「一緒に、帰りましょう」として一緒に行動すると、母親の症状は落ち着きを見せました。その後、答えは見つかりました。答えは「お母さんのところ」でした。何故お母さんのところ。皆さん方にとってお母さんとは、どういう人ですか?お母さんのところに帰りたいと思うのは、今の状況が理解できなくて不安で一杯なのです。その不安を理解して一緒に行動するだけでも、その不安は解決できるのです。

NHKの番組でも、ある認知症の高齢者を題材 にしていました。午後になると姑が「家に帰りた

医療の目的とは

地域のすべての人々が、人間としての尊厳 が尊重され、住み慣れた地域で最愛の家族 と地域の人々に囲まれながら、安心していつ までも暮らすことを医学を通じて支援すること が医療の目的

い」と言い始めます。するとお嫁さんはドライブ に誘います。そのドライブでお年寄りが落ち着き 安心して生活されていました。この事を「認知症 を抱える家族の会」の人々と交流されて学ばれた そうです。 徘徊する人を慌てて強引に家に戻す のではなく、その人に寄り添うことでなじみの地 域を思い出され、そして不安から解消されるので す。不安を共有してあげること、なじみの地域や 家族を活用する事が大切なのです。

認知症の症状として「物取られ妄想」の問題もあります。この物取られ妄想は、認知症の人にとって自分の大事な財布を捜せない。その捜せない事が不安でたまらない。しかし、その不安がお世話をしてくれる人に「あなたが取った」と犯人に仕立て上げる。実はこのような行動により、自分が探せない不安を解消しているのです。

認知症は病気ですが、治すことはできませんが その進行を遅らせることはできます。中核症状の 進行は薬物で防げますが、周辺症状の克服には介 護が重要です。その介護においても大事なのはな じみの地域としての環境であり、すなわち住み慣 れた地域なのです。

私の住んでいる所は浅草です。地域や高齢者の 方々と話す時、三社祭、隅田川の花火、ほおづき 市など、いろいろな地域の催しの話をします。そ の催しの話で、患者さんの様々な症状が落ち着く

ことも日々経験します。患者 のなじみの地域を大事にする 視点から、皆さん方のお仕事 をあらためて考えて下さい。 どうもご清聴ありがとうござ いました。

諦めから勇気を持ち 社会参加するには

自分を理解してくれる 自分らしさが発揮できる なじみの地域

住み慣れた地域